

＝ ビジネス環境の変化に対応する資金が必要な方に ＝

令和8年度 秩父市ハイパワー資金（経済変動対策枠）

【申請期間】 令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）まで（先着順）

--- 【制度をご利用いただける方】 ---

次のすべてを満たす方

- 市内に店舗、工場または事務所（法人の場合は本社）を有する方であって、市税を完納していること
- 「令和8年4月以降の月別売上高が含まれる決算書（個人にあたっては確定申告書）の売上高総利益率または売上高営業利益率が、前期決算と比較して5%以上減少していること」または「最近1か月（※）の売上高総利益率または売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少していること」

※「最近1か月」の定義：申請日の属する月から遡ること3か月の内いずれかの月とする。

【資金使途】 運転資金・設備資金

※中東・経済情勢等による経済変動への対応のために必要となった資金であること

【融資限度額】 運転資金、設備資金を合わせて2,000万円

【利 率】 融資実行時の長期プライムレートから2.0%引いた実行金利（下限：0.5%）

※取扱金融機関と市が長期プライムレートから1.0%ずつ引いているため、この金利を実現しています。

例）長期プラ3.40%の場合 → 2.0%を差し引き1.40%で実行
（令和8年9月10日時点：長期プライムレート3.40%）

- 【融資期間】 運転資金7年以内、設備資金10年以内（各据置6か月以内）
- 【償還方法】 元金均等分割返済
- 【担保】 必要に応じて
- 【保証人】 必要に応じて
- 【信用保証】 必要に応じて

- 【注意事項】 ・既に他の金融機関で「秩父市ハイパワー資金（経済変動対策枠）」をご利用中の方は、新たに利用することはできません。
- ・融資枠が限られておりますので、融資実行後における実行報告を兼ねる借入金返済予定表の速やかなご提出にご協力ください。
- ・借換え資金としてはご利用になれませんのでご注意ください。

- 【必要書類】 ・申請書兼同意書
- ・業況報告書
- ・売上高・売上総利益・営業利益等がわかる書類（決算書・試算表・売上傳票等の写し）

【取扱金融機関】

埼玉りそな銀行 秩父支店	☎22-3850	武蔵野銀行 秩父支店	☎22-0940
足利銀行 秩父支店	☎22-1700	埼玉信用組合	☎22-2400
東和銀行 秩父支店	☎22-4353	埼玉縣信用金庫 秩父支店	☎22-2550
商工組合中央金庫 熊谷支店	☎048-525-3751		

【お問い合わせ先】

秩父市役所 先端技術推進課 ☎0494-21-5522
（秩父市熊木町8-15 歴史文化伝承館3階）